

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

#### 二 代表者の氏名

小室 守

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字正代九百十一番地一

#### 四 当該認定の有効期間

平成三十年十二月十四日から平成三十五年十二月十三日まで